

# 事故防止に向けた政策動向

平成28年3月

厚生労働省労働基準局安全衛生部

# 労働災害の発生状況について

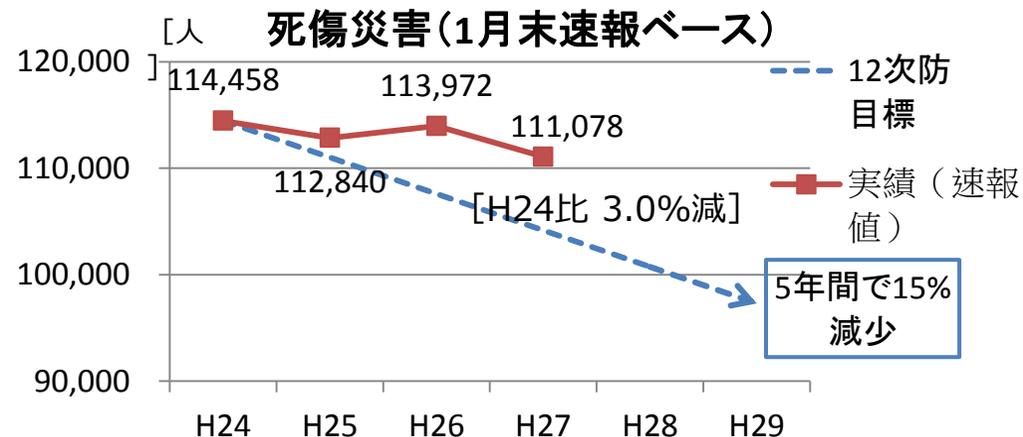
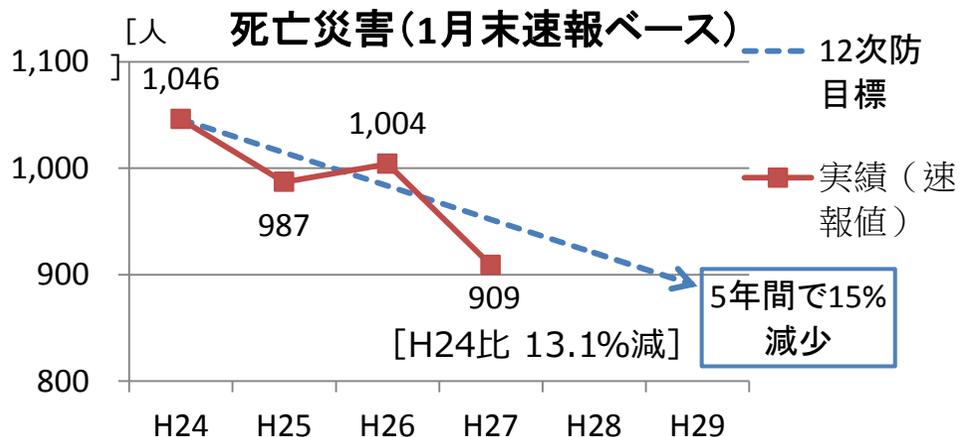
## 1 平成27年の労働災害発生状況（前年同期との比較 平成28年3月速報値）

- 平成27年は、**死亡、死傷ともに前年同期より減少**。
- 特に、死亡者数が大きく減少しており、過去最も少ない水準。
- 平成27年1月から実施している「STOP！転倒災害プロジェクト」等の一定の効果がみられる。

	平成27年	平成26年	増減数	増減比
死傷者数	114,292 人	117,233人	△2,941 人	2.5%減少
死亡者数	932 人	1,015人	△83 人	8.2%減少
重大災害	266 件	291件	△25 件	8.6%減少

## 2 第12次労働災害防止計画の進捗状況（H24との比較 平成28年3月速報値）

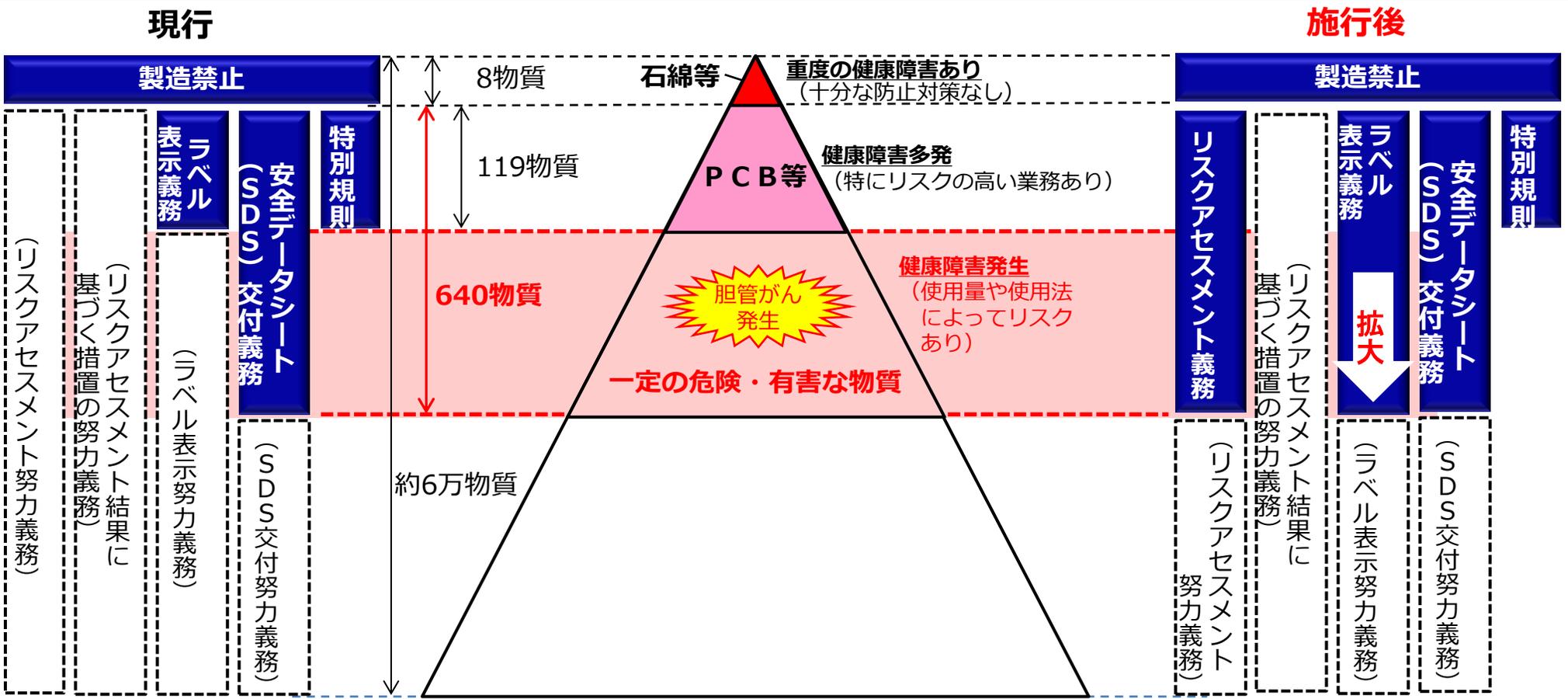
- 平成25年開始の**第12次労働災害防止計画では5年で△15%が目標**。
- 3年経過時点で**死亡が△11.9%、死傷が△2.8%**。
- **計画の後半である28年、29年は、目標の達成に向けて取組の強化が必要**。



# 化学物質のリスクアセスメントの義務化※1及びラベル表示義務対象の拡大※2について

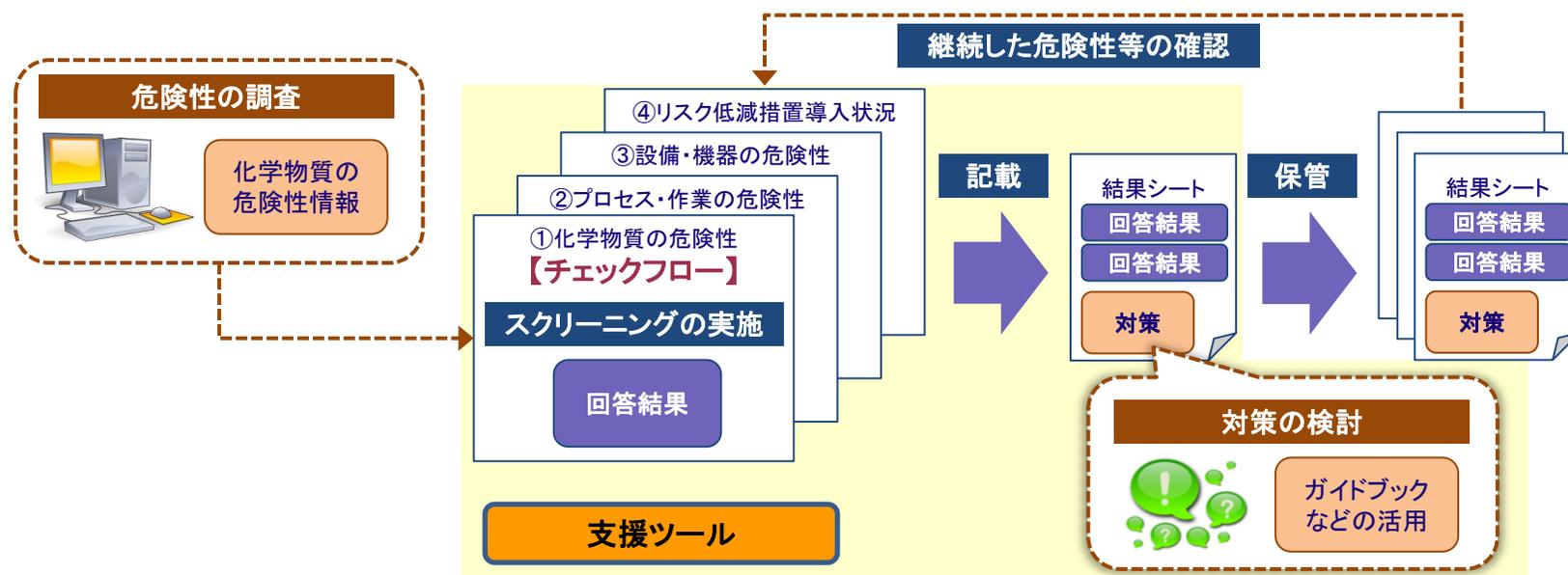
※1:平成26年6月の労働安全衛生法改正による。※2:平成27年6月の労働安全衛生法施行令の改正による。 ■施行日 **平成28年6月1日**

**【改正趣旨】**  
 今回の改正は、人に対する一定の危険有害性が明らかになっている化学物質について、起こりうる労働災害を未然に防ぐため、事業者及び労働者がその危険有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みを創設するものであり、労働安全衛生法施行令別表第9及び別表第3第1号に掲げる640の化学物質及びその製剤について、①譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示、②安全データシート（SDS）の交付及び③化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの3つの対策を講じることが柱である。



# 爆発・火災等のリスクアセスメントのためのスクリーニング支援ツール

- 取り扱う化学物質や作業に潜む代表的な危険性やリスクを「知る」ための支援ツール(スクリーニング支援ツール)を作成
- 支援ツールの構成
  - ◆ 代表的な発火・爆発等の危険性やリスクを「知る」ための簡易なチェックフロー
  - ◆ チェックフローの回答内容を記載する結果シート
  - ◆ 代表的な発火・爆発の危険性やリスク低減措置の紹介・説明資料(ガイドブック)



# 爆発・火災等のリスクアセスメントのためのスクリーニング支援ツール

## スクリーニング支援ツール例

### 「はい」か「いいえ」で答えるだけ

- ✓ 代表的な危険性や事例を知ることができる
- ✓ リスク低減措置の導入状況も確認できる
- ✓ 危険性が顕在化するシナリオや可能性の検討を支援

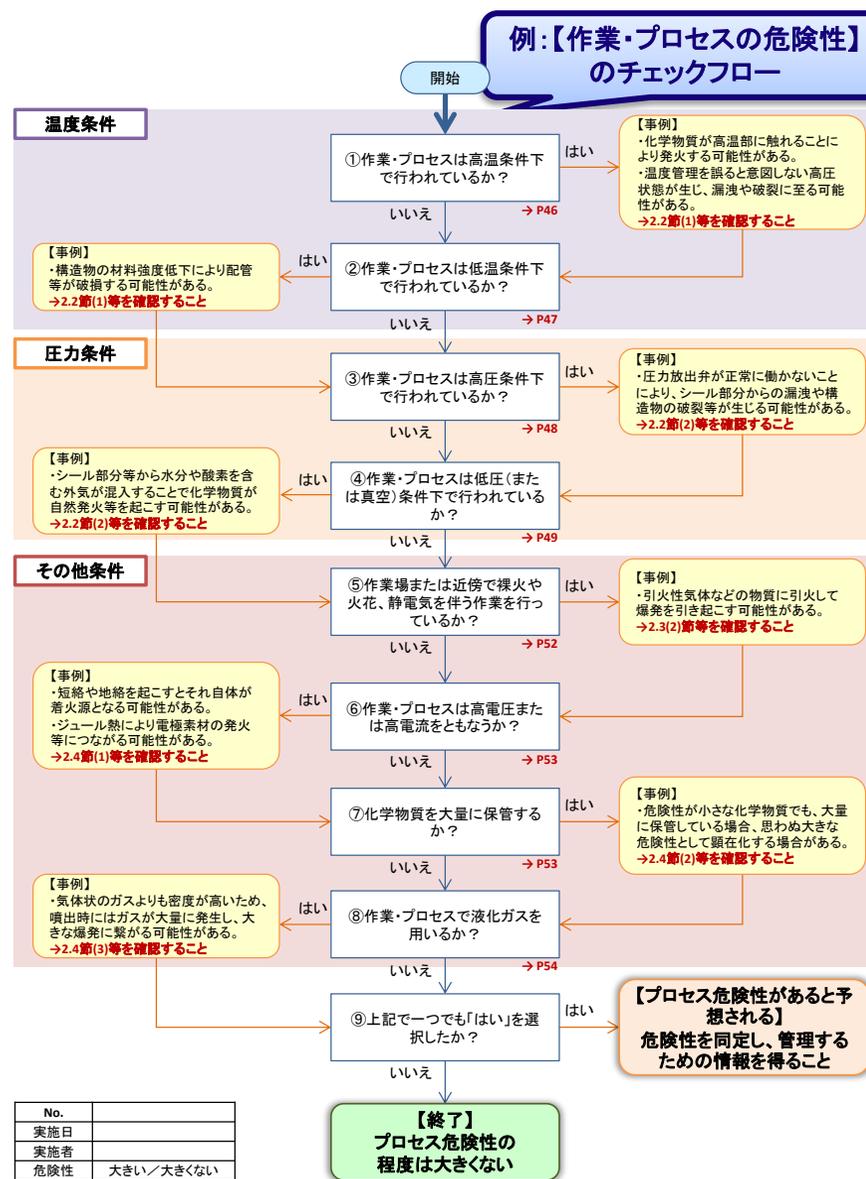
### 問いに「はい」と答えた場合

- ✓ 「危険性の程度が大きい」、「危険性が顕在化するおそれがある」ことを指す
- ✓ 各フローで1つでも「はい」を選んだ場合、爆発・火災等が起こる危険性が高いことを指す

### 問いに「いいえ」と答えた場合

- ✓ 「危険性の程度は大きくない」、「危険性の顕在化を低減するための対策が取れている」ことを指す
- ✓ 全フローで、すべて「いいえ」を選んだ場合、爆発・火災等が起こる危険性の程度が大きいことを指す

### 例：【作業・プロセスの危険性】のチェックフロー



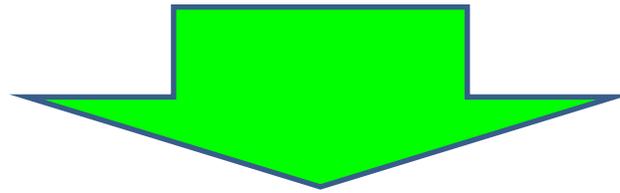
No.	
実施日	
実施者	
危険性	大きい／大きくない

# 化学物質による薬傷・やけど対策

- **業種を問わず**、化学物質の飛沫等による薬傷・やけど等の災害が発生、**重篤度の高い目の事故**も多い。

	24年	25年	26年
有害物の接触による死傷災害	482	467	466
<b>薬傷・やけど等</b>	326	314	318
<b>(うち、目)</b>	(102)	(94)	(95)

資料：労働者死傷病報告



- 製造・建設現場では、溶剤・油・粉じん等の思わぬ飛散に備え、ヘルメットと同様 **保護めがねも習慣的に着用！**
- 化学物質の危険有害性（容器等のラベル表示を確認）  
→ 作業内容に応じた **適切な保護具の選定・着用！**

# STOP！転倒災害プロジェクト（平成28年～）

- 平成27年1月から「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を開始
  - その結果、平成27年（速報値）は、転倒災害の件数は前年比で3.6%の減少となるなど、一定の成果が得られた
  - 転倒災害は依然として休業4日以上死傷災害の中で最も件数が多いことから、取組を継続
- ◆ 職場の転倒災害防止対策を進める
  - ◆ プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した総点検を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、職場環境の改善を図る

## 転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"><li>歩行場所に物を放置しない</li><li>床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く</li><li>床面の凹凸、段差などの解消</li></ul> 	<ul style="list-style-type: none"><li>時間に余裕を持って行動</li><li>滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行</li><li>足元が見えにくい状態で作業しない</li></ul> 	<ul style="list-style-type: none"><li>作業に適した靴の着用</li><li>職場の危険マップの作成による危険情報の共有</li><li>転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起</li></ul> 

# 鉄鋼業における自主的な安全管理活動の促進について（平成28年2月）

## 重大災害の頻発

平成28年に入り、鉄鋼業において、設備の点検作業中の事故等、非定常作業を含む死亡災害が6件発生するなど、重大な災害が頻発

## 設備の経年劣化による災害

製造業においては、設置から20年以上経過した生産設備が約3割に達し、設備の老朽化が進展  
これを背景として、通路や昇降設備等の腐食・劣化を直接の原因とする災害が、平成19年以降に全体で12件発生し、そのうち鉄鋼業で5件発生しており、経年設備の安全点検が喫緊の課題



鉄鋼業の対象事業場に対して安全管理及び経年設備に係る自主点検の実施及びその結果の報告を求め、問題が認められる事業場に対しては、必要な対策を実施するよう指導

### 1 安全管理体制及び活動等に係る自主点検の実施（平成28年3月31日まで）

対象事業場：製鉄・製鋼・圧延業に属する労働者50名以上の事業

内容：製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針の取組状況

鉄鋼生産設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドラインの取組状況

### 2 経年設備に係る自主点検の実施（平成28年5月31日まで）

対象事業場：上記1の事業場

対象設備：事業場内に設置された設備・施設に付属する運転室、通路、昇降設備等のうち、設置から30年以上経過したもので、地上から2m以上の位置に設置されているもの。

# 都道府県労働局・労働基準監督署における取組み

## 事業場指導

- 本省より「爆発火災災害防止対策の推進に関する基本方針について」を通知、都道府県労働局においては当該方針に基づき指導を実施。
- 石油コンビナート立地局においては、石油コンビナート等関連事業場により構成される災害防止協議会に対する集団指導、県・消防等関係機関との合同パトロールなどを実施。

## 関係機関との連携

- 平成26年6月に本省より通知した基本方針に基づき、コンビナート等防災本部を通じて都道府県等関係行政機関と連携すること等を指示。
- 平成27年度も引き続き、都道府県労働局・労働基準監督署においては、防災本部の実施する合同訓練に参加するほか、県・消防等関係機関との合同パトロール、県・防災協議会等との共催による保安セミナーの開催、消防局が主催する事故事例研究会への参加など連携を図っている。